00086



鳥取県公報

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

目次

◇規則　鳥取県大阪通勤寮運営規則
鳥取県行政組織規程の一部改正
◇訓令　鳥取県文書事務処理規程
甲類附属機関及び地方機関の長に対する委任事項の一部改正
◇告示　国民健康保険規約の変更認可
保安林の指定解除
土地の公用廃止
〃
肥料の生産登録有効期間の更新
豚コレラ予防に関する移入禁止区域の廃止
小売さばき人の指定
小売さばき人の廃止並びに代表者の変更
毒物劇物取扱者試験の合格者
二級建築士資格試験の受験申込期間の延長

## 規則

鳥取県大阪通勤寮運営規則をここに公布する。

昭和三十一年六月二十九日

鳥取県知事　遠藤　茂

### 鳥取県規則第四十四号

鳥取県大阪通勤寮運営規則

（総則）

第一条　鳥取県大阪通勤寮（以下「通勤寮」という。）の運営及び管理については、別に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（職員）

第二条　通勤寮に、次の職員を置く。

寮長
炊事婦
小使

（事務分掌）

第三条　各職員の所掌事務は、次のとおりとする。

一　寮長は、知事の命を受けて次の業務を行う。
イ　通勤寮の運営管理全般に関すること。
ロ　入寮者の生活指導に関すること。
ハ　通勤寮の運営管理に必要な帳簿書類の備付、整理に関すること。
二　炊事婦は、寮長の指揮監督を受けて次の業務を行う。
イ　入寮者の炊事全般に関すること。
ロ　通勤寮の環境衛生援助に関すること。
三　小使は、寮長の指揮監督を受けて次の業務を行う。
イ　通勤寮の環境衛生に関すること。
ロ　入寮者の炊事援助に関すること。

（入寮者の定員）
第四条　入寮者の定員は五十人とする。

（入寮資格）
第五条　入寮資格のある者は、次の要件を満たす者でなければならない。
一　就職が決定した当時において、鳥取県内に住所を有する男子であること。
二　学校に在学中、又は卒業の年内に、鳥取県内の公共職業安定所、又は学校の紹介によつて就職が決定した者であること。
三　就職先の通勤範囲内に宿舎を得ることが困難な事情にある者であること。
四　団体生活に適する者であること。
五　公共職業安定所長の推薦を得た者であること。

（入寮の手続）
第六条　通勤寮に入寮しようとする者は、鳥取県大阪通勤寮入寮願（様式第一号）を在籍又は出身の学校より管轄公共職業安定所長を経由して知事に提出しなければならない。

（入寮の推薦）
第七条　入寮願を受理した公共職業安定所長は、入寮資格要件について適格に審査し、入寮を必要と認める者については、推薦理由を記入の上速かに知事へ提出するものとする。



（入寮の決定）
第八条　入寮者の決定は、初回を二月十五日までに推薦のあつた者について二月二十日までに行い、次回からは前月中に推薦のあつた者について毎月五日までに行う。ただし、入寮の承認を受けた者の数が、入寮定員に達した場合には、その後に受理した入寮願に対する審査は、入寮定員に欠員を生ずるまでこれを行わないものとする。

（通知）
第九条　知事は、入寮を承認した者に対しては、鳥取県大阪通勤寮承認通知書（様式第二号）により、又入寮を承認しなかつた者に対しては、鳥取県大阪通勤寮入寮不承認通知書（様式第三号）により第六条の公共職業安定所長を経由して本人に通知するものとする。

（入寮）
第十条　入寮に際しては、鳥取県大阪通勤寮入寮承認通知書を、寮長へ提出しなければならない。

（入寮の期間）
第十一条　入寮の期間は、入寮の時から翌年の二月までとする。

（在寮中の生活）
第十二条　入寮者は、別に定める鳥取県大阪通勤寮内規により、相互にその寮生活を規制しなければならない。

（退寮）
第十三条　退寮しようとする者は、あらかじめ寮長に鳥取県大阪通勤寮退寮届（様式第四号）を提出しなければならない。

（雑則）
第十四条　入寮者が次の各号の一に該当するときは、寮長は知事の承認を得て退寮を命ずることができる。
一　入寮資格を欠くに至つたもの。
二　通勤寮の運営上支障を来すと認められるもの。

（県職員等の宿泊）
第十五条　通勤寮の入寮定員に余裕があるときは、その余裕の範囲内において、公務のために京阪神地区へ出

張する県職員、公共職業安定所及び学校の職員、並びに就職試験を受ける生徒、その他必要と認める者を宿泊させることができる。

2　前項の宿泊についての必要な事項は別に定める。

（運営管理状況の報告）第十六条寮長は、鳥取県大阪通勤寮月報（様式第五号）により前月間中の運営管理状況を毎月五日までに知事に報告しなければならない。

附　則

この規則は、昭和三十一年七月一日から施行する。

様式第一号

## 鳥取県大阪通勤寮入寮願

このたび通勤寮へ入寮したいので、下記により申込みいたします。
なお、入寮承認の上は、鳥取県大阪通勤寮運営規則並びに内規を遵守することを誓います。

昭和　　年　　月　　日

本人氏名　　㊞

鳥取県知事　　殿

| | | | |
|---|---|---|---|
| ふりがな<br>氏名 | | 生年月日<br>（年令） | 昭和　年　月　日生<br>（満　才） |
| 本籍地 | | 現住所 | |
| 出身学校名 | | 専攻学科 | |
| 就職先 | | 所在地<br>（就業場所） | |



| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 就業予定月日 | | 職種 | | 賃金（月総収入額） | 円 |

| 家族状況 | 氏名 | 続柄 | 年令 | 職業（勤務先） | 摘要 |
|---|---|---|---|---|---|
| | （保護者） | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

就職先の通勤範囲内に宿舎を得ることができない事情

※　学校長の意見　　学校長氏名　　㊞

※　公共職業安定所長の推薦理由　　所長氏名　　㊞

※　審査結果　　承　認　　不　承　認

※の欄は記入しないこと。

様式第二号

鳥取県大阪通勤寮入寮承認通知書

No.

住所
学校名
氏名

審査の結果、入寮を承認いたします。
なお左記のことを心得ておくこと。

昭和　年　月　日

鳥取県知事　㊞

記

一　入寮のさいに本通知書と転出証明書を寮長に提出すること。
一　入寮を辞退するときは、すみやかにその旨鳥取県職業安定課へ通知すること。

様式第三号

鳥取県大阪通勤寮入寮不承認通知書

No.

住所
学校名
氏名

審査の結果、佐記の理由により入寮承認できません。

記

一　理由

昭和　年　月　日

鳥取県知事　㊞

様式第四号

鳥取県大阪通勤寮退寮届

氏名　㊞

一　退寮の理由
一　退寮の時期
一　転居先

右の理由により退寮したいのでお届けいたします。

昭和　年　月　日

鳥取県知事　殿



様式第五号

鳥取県大阪通勤寮月報

昭和　年　月　日から
昭和　年　月　日まで

鳥取県大阪通勤寮寮長　㊞

| 区分＼項目 | I 在寮者 | | | | II 外来者 | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | A 定員数 | B 本月中の異動 入寮者数 | 退寮者数 | C 本月末現在の寮者の数 | D 本月中の延宿泊日数 | E 宿泊者数 | 県職員 | 公共職業安定所職員 | 学校教職員 | 生徒 | その他 | 計 | F E の宿泊延日数 | 県職員 | 公共職業安定所職員 | 学校教職員 | 生徒 | その他 |
| 1 利用状況 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 運営管理状況 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 備考 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

鳥取県行政組織規程の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十一年六月二十九日

鳥取県知事　遠藤　茂

## 鳥取県規則第四十五号

鳥取県行政組織規程の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規（昭和二十八年四月鳥取県規則第二十四号）の一部を次のように改める。

第九条職業安定課中第八号を次のように改める。

八　公共職業安定所、公共職業補導所及び大阪通勤寮に関すること。

第二十一条第一中「鳥取県精神衛生相談所」の次に次のように加える。

| | | |
|---|---|---|
| 「鳥取県所子家畜保健衛生所 | 西伯郡大山町 | 西伯郡のうち、大山町、名和町、逢坂村、淀江町のうち前の淀江町及び宇田川村 |
| 鳥取県所子家畜保健衛生所 | 西伯郡大山町 | 西伯郡のうち、大山町、名和町、逢坂村、淀江町」に、 |
| 「鳥取県米子家畜保健衛生所 | 米子市 | 米子市、境港市、西伯郡のうち、西伯町、会見町、岸本町のうち前の幡郷村及び大幡村、県村、春日村、大高村、日吉津村、淀江町のうち前の大和村」を |

鳥取県大阪通勤寮

第四十三条及び第四十三条の二を次のように改める。

（鳥取県大阪通勤寮）

第四十三条　鳥取県大阪通勤寮は、京阪神地区への就職促進を図るため、同地区において通勤を条件とする職場に就職した者を収容する施設である。

2　鳥取県大阪通勤寮は、大阪市東淀川区塚本町一丁目五六番地に置く。

第六十七条中「課税課に課税第一係及び課税第二係を置く。」を「課税課に直税係及び間税係を置く。」に改める。

第八十三条中



| | | |
|---|---|---|
| 「鳥取県米子家畜保健衛生所 | 米子市 | 米子市、境港市、西伯郡のうち、西伯町、会見町、岸本町、県村、春日村、大高村、日吉津村」に、 |
| 「鳥取県溝口家畜保健衛生所 | 日野郡溝口町 | 日野郡のうち、根雨町、溝口町、江府町、西伯郡岸本町のうち前の八郷村」を |
| 「鳥取県溝口家畜保健衛生所 | 日野郡溝口町 | 日野郡のうち根雨町、溝口町、江府町」 |

に改める。

附　則

この規則は、昭和三十一年七月一日から施行する。

## 訓　令

## 鳥取県訓令第十三号

鳥取県知事　遠藤　茂

訓令先

「庁中一般
地方機関
甲類附属機関
陸運事務所」

鳥取県文書事務処理規程（昭和二十六年十月鳥取県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する。

昭和三十一年六月二十九日

「庁中一般
地方機関
甲類附属機関
陸運事務所」を

「庁中一般
各　廨」に改める。

第六条の次に次の一条を加え第七条を第八条とし以下第九条まで順次繰り下げる。

（文書取扱主任）

第七条　文書の取扱事務を円滑適正に行わせるため、各課に文書取扱主任を置き、各課庶務係長をもつてこれ

にあてる。

2　文書取扱主任は、課長の命を受け、次の各号に掲げる事務を処理する。

一　文書の収受及び施行に関すること。

二　文書の整理及び保管に関すること。

三　文書の処理の促進及び改善に関すること。

四　その他文書に関すること。

第十条中「各廨（県立学校を除く。以下同じ）」を「地方機関、甲類附属機関及び陸運事務所」に改め、同条を第十一条とし、第十一条を第十二条とする。

第十二条の見出しを次のように改める。

（収受の手続）

第十二条第一号中「課長」を「文書取扱主任」に同条第三号中「文書集配箱に入れること。」を「主務課に配布すること。」に、同条第四号中「速かに文書集配箱からその課に属する文書を受領し、」を「前号の文書で」に改め、同条を第十三条とし、以下第十五条まで順次繰り下げる。

第十六条を次のように改める。

（処理の手続）

第十七条　文書取扱主任は、文書の配布を受けたときは、直ちに課長の閲覧を受けなければならない。

第十六条の次に次の一条を加え第十七条を第十九条とする。

第十八条　主務課長は、前条の規定により文書を閲覧したときは、自ら処理するもののほか、事務担当者に処理方針を示して速かに処理させなければならない。

第十八条第三項を次のように改め、同条を第二十条とし、以下第二十三条まで二条ずつ繰り下げる。

3　文書の起案は、次の要領によるものとする。

一　内容のよくわかる標題を付けること。

二　文書は、口語を用い、やさしくわかりやすく必要に応じてか条書とすること。

三　文書は、当用漢字表、同音訓表及び現代かなづかいによるのほか、正しい用字用語を用いること。

四　りん議書には、起案の理由又は説明を簡明に記述し、関係法規その他参考となる事項を附記し且つ関係書類を添付しなければならない。但し、定例又は軽易なものは、これを省略することができる。



第二十四条を次のように改め、第二十五条及び第二十六条を二条ずつ繰り下げる。

（浄書）

第二十六条　決裁の終つたりん議書で次の各号に該当するものは、総務課において浄書し、その他のものは、主務課で浄書しなければならない。但し、浄書について必要な事項は、別に定める。

一　知事、副知事、出納長、公室長及び部長名で発送する文書

二　課長名で県外に発送する文書

三　契約書及びこれに類する文書

四　その他総務課長が適当と認めた文書

2　文書で英訳を必要とするものは、総務課において英訳して浄書しなければならない。

第二十七条第四号及び第五号を次のように改め、「第五号」の次に「第六号」及び「第七号」を加え同条を第二十九条とし、第二十八条を第三十条とする。

四　総務課長は、毎月末における一か月以上の未完結文書について、各課ごとに未完結文書調査表を作成して、翌月五日までに、主務課長へ送付すること。

五　主務課長は、前号の規程による未完結文書調査表の送付を受けたときは、速かに当該欄にその文書の処理経過を記入して、総務課長へ返付すること。

六　総務課長は、三か月以上の未完結文書につき上司の閲覧を受け必要な措置をとること。

七　総務課長は、許可、認可、免許、登録等に関する事務で標準処理期限の定めてあるものについては、常にその処理状況を掌握し、期限内に処理されるよう促進すること。

第二十九条を次のように改める。

（地方機関等における文書の処理）

第三十一条　地方機関の長、甲類附属機関の長及び陸運事務所長は、その機関における文書の処理に関する規

程を定め、知事の承認を受けなければならない。

別表一を次のように改める。

課名記号表

| 課名 | 記号 |
|---|---|
| 秘書課 | 秘 |
| 企画広報課 | 企 |
| 観光課 | 観 |
| 総務課 | 総 |
| 人事課 | 人 |
| 財政課 | 財 |
| 会計課 | 会 |
| 地方課 | 地 |
| 統計課 | 統 |
| 厚生援護課 | 厚 |
| 婦人児童課 | 婦 |
| 労政課 | 労 |
| 衛生課 | 衛 |
| 予防課 | 予 |
| 農政課 | 農政 |
| 農業改良課 | 農改 |
| 畜産課 | 畜 |
| 蚕糸課 | 蚕 |
| 商工課 | 商 |
| 地下資源開発局 | 地資 |
| 林務課 | 林 |
| 水産課 | 水 |
| 農地開拓課 | 農開 |
| 耕地課 | 耕 |
| 管理課 | 管 |
| 道路課 | 道 |
| 河港課 | 河 |
| 砂防課 | 砂 |
| 電源開発局 | 電 |
| 建築課 | 建 |



別表二中

「1　受文書件名簿

| (完結印) | 月　日 | 受第　号 | 来所名 | 受者印 |
|---|---|---|---|---|
| 件名 | | | | |
| 処理 | 月　日 | 月　日 | 月　日 | |
| | 月　日 | 月　日 | 月　日 | |

」

を

「1の4　受文書件名簿

| (完結印) | 月　日 | 受第　号 | 来所名 | 受者印 |
|---|---|---|---|---|
| 件名 | | | | |
| 処理 | 月　日 | 月　日 | 月　日 | |
| | 月　日 | 月　日 | 月　日 | |

1のロ　許可認可等の件名簿

| 分類記号 | | 件名 | | 標準処理期限 | |
|---|---|---|---|---|---|
| 受付番号 | 受付年月日 | 申請者 住所 | 申請者 氏名 | 主務課受領印 | 処理状況 完結 | 処理状況 追求 | 処理状況 完結 |
| 第　号 | 年　月　日 | | | | | | |
| 第　号 | 年　月　日 | | | | | | |
| 第　号 | 年　月　日 | | | | | | |

に改める。

附　則

1　この訓令は、昭和三十一年五月一日から適用する。



## 鳥取県訓令第十四号

本庁内部部局の長
甲類附属機関の長
地方機関の長

昭和二十八年五月鳥取県訓令第十号（甲類附属機関及び地方機関の長に対する委任事項）の一部を次のように改正する。

昭和三十一年六月二十九日

鳥取県知事　遠藤　茂

別表中「蚕業試験場一主任、係長」の次に、「繭検定所一係長」を、「中央病院一副院長、事務長、医長、室長、総婦長、薬剤長、婦長、係長」の次に、「高等看護学院一教務主任」を加える。

附　則

この訓令は、昭和三十一年七月一日から施行する。

# 告　示

## 鳥取県告示第二百六十三号

国民健康保険を行う東伯町に対し国民健康保険法（昭和十三年法律第六十号）第八条ノ十三第二項の規定に基き東伯町国民健康保険規約の変更を昭和三十一年六月二十一日認可した。

昭和三十一年六月二十九日

鳥取県知事　遠藤　茂

## 鳥取県告示第二百六十六号

次の土地について農林大臣から保安林指定の解除予定の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和三十一年六月二十九日

鳥取県知事　遠藤　茂

| 所在場所 | | | 全面積 | | | 解除予定面積（実測） | 指定の目的解除の理由 | 申請者 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 市郡 | 町村 | 大字 | 字 | 地番 | 台帳 | 実測 | | |
| 西伯 | 大山 | 大山 | 大山 | （国有林）内保安林 | 一、四三八、三二三町 | 一、四三八、三二三町 | 四八、三六六 | 〇八〇六 | 風害の防備 | 認定 |
| | | | | | | | | | 道路敷地 | |

**鳥取県告示第二百六十七号**

次の土地は、その公用を廃止する。

昭和三十一年六月二十九日

鳥取県知事　遠藤　茂

一　鳥取市湯所町五十五番地先
道路　五十五坪四合四勺
（関係図面は、土木部管理課に保存）

一　米子市新山字掛ノ前七三八番地先
河川敷　九坪五合七勺
（関係図面は、土木部管理課に保存）

**鳥取県告示第二百六十八号**

次の土地はその公用を廃止する。

昭和三十一年六月二十九日

鳥取県知事　遠藤　茂

**鳥取県告示第二百六十九号**

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第十二条の規定により肥料の登録有効期間を更新した肥料は次のとおりである。

昭和三十一年六月二十九日

鳥取県知事　遠藤　茂



| 登録番号 | 肥料の名称 | 保証成分量（パーセント）窒素全量 | 燐酸全量 | 加里全量 | 住所 | 氏名 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 鳥取県第一号 | 五、四菜種油粕 | 五・四 | 二・五 | 一・三 | 東伯郡東伯町浦安一五五 | 太田　信吉 |
| 〃　第二号 | 五、三〃 | 五・三 | 二・四 | 一・二 | 倉吉市余戸谷町三、〇八二 | 妻藤　武夫 |
| 〃　第五号 | 五、三〃 | 五・三 | 二・〇 | 一・〇 | 気高郡青谷町三、一五五 | 国田　泰蔵 |
| 〃　第六号 | 五、〇〃 | 五・〇 | 二・〇 | 一・〇 | 倉吉市中河原町五四〇 | |
| | | | | | 小鴨農業協同組合組合長理事 | 小林　俊治 |
| 〃　第八号 | 五、五〃 | 五・五 | 二・〇 | 一・〇 | 気高郡気高町大字宿三七 | 堀尾　英顕 |
| 〃　第七号 | 五、〇〃 | 五・〇 | 二・〇 | 一・〇 | 気高郡気高町宝木八九八ノ一 | |
| | | | | | 宝木農業協同組合組合長理事 | 竹本　武 |
| 〃　第三一号 | 五、三〃 | 五・三 | 二・三 | 一・三 | 東伯郡北条町弓原三一七 | 岩也　栄 |
| 〃　第三六号 | 五、三〃 | 五・三 | 二・三 | 一・三 | 東伯郡大栄町大字西園九五二ノ一 | |
| | | | | | 有限会社協和製油取締役 | 飯田　巻蔵 |
| 〃　第四五号 | 五、三〃 | 五・三 | 二・三 | 一・八 | 東伯郡関金町大鳥居二一〇 | |
| | | | | | 南谷農業協同組合組合長理事 | 新田　忠則 |
| 〃　第五〇号 | 四、五〃 | 四・五 | 二・〇 | 一・〇 | 倉吉市福本二二〇ノ一 | |
| | | | | | 北谷農業協同組合組合長理事 | 牧田　士郎 |
| 〃　第五三号 | 四、五〃 | 四・五 | 二・〇 | 一・〇 | 東伯郡三朝町大字片柴一、三二九 | |
| | | | | | 三徳農業協同組合組合長理事 | 岩本　忠利 |
| 〃　第六〇号 | 五、三〃 | 五・三 | 二・三 | 一・三 | 倉吉市岡田一五八ノ三 | 米田　実 |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 〃 | 第六二号 | 五、三〃 | 五・三 | 二・三 | 一・三 | 東伯郡東伯町八橋一三九ノ一 八橋農業協同組合組合長理事 堀江 実蔵 |
| 〃 | 第六四号 | 五、三〃 | 五・三 | 二・三 | 一・三 | 東伯郡北条町弓原三七〇 三谷 藤蔵 |
| 〃 | 第七三号 | 四、八〃 | 四・八 | 二・〇 | 一・〇 | 八頭郡郡家町宮谷二六一 郡家町農業協同組合組合長理事 西村和太郎 |
| 〃 | 第八二号 | 五、三〃 | 五・三 | 二・三 | 一・三 | 鳥取市久末八九ノ二 米里農業協同組合組合長理事 堀内 繁義 |
| 〃 | 第八七号 | 五、三〃 | 五・三 | 二・三 | 一・〇 | 鳥取市南本寺町一四 条沢 佳夫 |
| 〃 | 第七八号 | 五、三〃 | 五・三 | 二・三 | 一・三 | 東伯郡羽合町橋津一三五 宮崎 捷一 |
| 〃 | 第八六号 | 五、三〃 | 五・三 | 二・三 | 一・三 | 鳥取市久末三一 小林 勘二 |
| 〃 | 第九九号 | 五、二〃 | 五・二 | 二・一 | 一・三 | 八頭郡郡家町大字池田二七七 上田 茂 |
| 〃 | 第一〇二号 | 五、三〃 | 五・三 | 二・三 | 一・二 | 岩美郡宇倍野村屋三〇四 宇倍野村農業協同組合組合長理事 倉益脩平 |
| 〃 | 第一〇三号 | 五、三〃 | 五・三 | 二・三 | 一・三 | 気高郡気高町大字勝見六五八 浜村農業協同組合組合長理事 山尾 至章 |
| 〃 | 第一一二号 | 五、三〃 | 五・三 | 二・三 | 一・三 | 西伯郡西伯町大字原四七七 大国農業協同組合組合長理事 生田 正雄 |
| 〃 | 第一一八号 | 五・五〃 | 五・五 | 二・〇 | 一・〇 | 米子市石井三二二 成実農業協同組合組合長理事 斉木 光昌 |
| 〃 | 第一二一号 | 五、三〃 | 五・三 | 二・三 | 一・三 | 西伯郡岸本町押口九三 大幡農業協同組合組合長理事 野口峯太郎 |



| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 〃 | 第一三二号 | 四、六〃 | 四・六 | 二・〇 | 一・〇 | 岩美郡福部村細川六〇六ノ一 福部村農業協同組合組合長理事 田中孝寿 |
| 〃 | 第一六一号 | 四、五〃 | 四・五 | 二・〇 | 一・〇 | 岩美郡岩美町大字浦富一、九〇七 浦富農業協同組合組合長理事 武田 台一 |
| 〃 | 第一六八号 | 五、三菜種油粕粉末 | 五・三 | 二・三 | 一・三 | 境港市栄町九 永瀬石油株式会社取締役社長 永瀬 義春 |
| 〃 | 第二〇〇号 | 五、五〃 | 五・五 | 二・〇 | 一・〇 | 〃 |
| 〃 | 第二〇二号 | 六、五荏油粕粉末 | 六・五 | 二・〇 | 一・〇 | 〃 |

**鳥取県告示第二百七十号**

昭和三十一年一月鳥取県告示第三十九号及び昭和三十一年三月鳥取県告示第百二十九号（豚の移入禁止区域の指定）は廃止する。

昭和三十一年六月二十九日

鳥取県知事　遠藤　茂

**鳥取県告示第二百七十一号**

鳥取県収入証紙規則（昭和二十八年六月鳥取県規則第三十八号）第五条第二項の規定による小売さばき人を昭和三十一年六月一日次のように指定した。

昭和三十一年六月二十九日

| 番号 | 氏名 | 住所 |
|---|---|---|
| 二九四 | 鳥取県職員組合東部県税事務所支部委員長　宮尾　重治 | 鳥取市若桜町四三 |
| 二九五 | 株式会社松江相互銀行鳥取支店支店長　小原　啓行 | 鳥取市東品治町八 |
| 二九六 | 株式会社松江相互銀行船岡出張所所長　石谷　隆治 | 八頭郡船岡町大字船岡五四四 |
| 二九七 | 株式会社松江相互銀行米子支店支店長　藤原　重美 | 米子市角盤町三丁目 |
| 二九八 | 株式会社松江相互銀行境支店支店長　亀井　川増 | 境港市本町九 |
| 二九九 | 株式会社松江相互銀行根雨支店支店長　松田俊一郎 | 日野郡根雨町根雨 |
| 三〇〇 | 株式会社松江相互銀行倉吉支店支店長　勝部　赳 | 倉吉市瀬崎町二、七三六ノ六 |
| 三〇一 | 株式会社松江相互銀行八橋出張所所長　松本　栄一 | 東伯郡東伯町大字八橋一、三八四 |
| 五七 | 鳥取県職員組合西部地区協議会会長　三好　義治 | 米子市東町九七 |

鳥取県知事　遠藤　茂

## 鳥取県告示第二百七十二号

鳥取県収入証紙規則（昭和二十八年六月鳥取県規則第三十八号）第五条第二項の規定により指定した小売さばき人に次のように廃止並びに代表者に変更があつた。

昭和三十一年六月二十九日

鳥取県知事　遠藤　茂



廃止

| 番号 | 氏名 | 小売さばき場所 | 廃止年月日 |
|---|---|---|---|
| 五七 | 鳥取県職員組合西部地方事務所支部支部長　窪田嘉彰 | 米子市東町九七番地 | 昭和三十一年五月三十一日 |

代表者の変更

| 番号 | 氏名 | 小売さばき場所 | 変更年月日 |
|---|---|---|---|
| 五八 | 旧　鳥取県職員組合根雨保健所支部支部長　朽木　広 | 日野郡根雨町根雨 | 昭和三十一年五月一日 |
| | 新　鳥取県職員組合根雨保健所支部支部長　杉原忠夫 | | |

## 公告

昭和三十一年六月十五日鳥取保健所において行つた毒物劇物取扱者試験の合格者は次のとおりである。

昭和三十一年六月二十九日

鳥取県知事　遠藤　茂

毒物劇物取扱者試験合格者

一般用

| 受験番号 | 氏名 | 受験番号 | 氏名 |
|---|---|---|---|
| 一 | 横山清香 | 六 | 土井治所 |
| 二 | 山崎昌躬 | 七 | 三杉豊子 |
| 三 | 岩谷絹枝 | 八 | 生田久雄 |
| 四 | 小沢陽子 | 九 | 天野光明 |
| 五 | 水口千鶴子 | | |

農業用

| | | | |
|---|---|---|---|
| 一 | 坂本　稔 | 五 | 宮中　晃 |
| 四 | 藤岡宗市 | 六 | 吉田　弘 |

七　関原秀夫　二十九　磯井一男
九　大寺孝臣　三十　涌島積
十　蔵本寿延　三十一　金森収
十一　角田親保　三十二　小林勇治
十三　秋吉有信　三十三　山田吉克
十四　岡本幸弘　三十四　小森芳郎
十五　本田恵治　三十五　髙橋郁夫
十六　円井義経　三十六　中本武雄
十七　前田具己　三十七　長田安夫
十八　阪田正温　三十八　坂本義春
十九　岩成忠弘　三十九　下田尚夫
二十　坂田福一　四十四　中島美貴雄
二十一　大谷節子　四十五　蔵富賢之助
二十二　砂場隆　四十六　中野美貴蔵
二十三　上紙光春　四十七　森山律子
二十四　末次雄平　四十八　陶山慎吾
二十七　髙力嗣男　四十九　植田定夫
二十八　大本佐屋子　五十　岸本尚治
五十一　盛山正雄

昭和三十一年五月二十二日公告した二級建築士資格試験の受験申込期間を昭和三十一年七月十六日まで延期する。

昭和三十一年六月二十九日

鳥取県知事　遠藤　茂

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

發行日　火、金

發行　鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町
印刷所　鳥取縣印刷所